

令和8年7月1日

関係事業主各位

(一社)上小労働基準協会

粉じん作業特別教室 開催のご案内

粉じんが発生・浮遊する粉じん作業場や粉じん作業において、その粉じんを長期間にわたり吸入して発症する「じん肺」は、現在においても有効な治療法がなく、適切な予防対策（粉じんを『発生させない/環境改善』『拡散させない/換気対策』『吸入しない/保護具の適切使用』）と健康管理が特に重要となります。製造業や建設業、鉱業など粉じんにさらされる作業は多岐にわたり、じん肺の減少を図るためには、事業主の努力に加えて、作業に携わる労働者一人ひとりが粉じんに関する十分な知識を持つことが大切です。

このため事業者は、特定粉じん作業の業務に就かせる労働者に対し、粉じん作業に係る疾病を防止するための特別教育の実施が義務付けられています（労働安全衛生法第59条第3項、粉じん障害防止規則第22条）

記

1. 講習の日時、会場、締切日、定員

開催日時	令和8年8月20日(木)	9時40分から受付をし、10時開講です。
会場	上小トラック研修会館	上田市殿城581-6
締切日	令和8年7月27日(月)	締切日前でも定員になり次第受付を締切ります。定員に満たない場合は、締切日後も受付いたします。
定員	80名	

2. 申込方法

受講申込書に受講料・テキスト代を添えて申込締切日までにお申し込みください。

※外国籍の方につきましては在留カード等の写しを添付してください

◇申込先 (一社)中野労働基準協会 〒383-0013 中野市大字中野1863-1
TEL 0269-22-2255 FAX 0269-23-0729

※受講料・テキスト代は従来通り来所の他、お振込みでも受付いたします。

振込の場合はお振込みの前に受講申込書を郵便・FAXの何れかで当協会へお送りください。

振込先: 八十二長野銀行 中野支店 普通預金381906

※お振込み手数料のご負担をお願いいたします。

◇受講料・テキスト代(消費税10%含む)

受講料	労働基準協会会員事業所の方	1名	11,000円(内訳: 本体 10,000円 消費税 1,000円)
	労働基準協会会員以外の方	1名	14,300円(内訳: 本体 13,000円 消費税 1,300円)
テキスト代	『職長の安全衛生テキスト』	1冊	880円(内訳: 本体 800円 消費税: 80円)

3. 受講の取消

受付後の取消は8月5日(木)までとし、その後の取消及び欠席者には、テキストのみをお渡しし、受講料は返還しませんのでお含みください。

4. 修了証の交付

全科目を受講した方に修了証を交付します

5. 講習講習科目、時間及び講師

	科 目	時 間	講 師
8 月 2 0 日 (木)	オリエンテーション	9 : 55 ~	
	粉じんに係る疾病及び健康管理	10:00～11:00	(一社)上小労働基準協会講師 さくらい環境安全コンサルタント 労働安全・衛生コンサルタント 桜井 優 氏
	粉じん発散防止及び作業場の換気の方法	11:00～12:00	
	昼食(12:00～13:00)		
	作業場の管理	13:00～14:00	
	呼吸用保護具の使用の方法	14:00～15:00	
	関係法令	15:00～16:00	
	修了テスト	16:00～16:30	
	修了式	16 : 30 ~	

※ 都合によりカリキュラム及び講師を変更することがございます。

6. 受講資格

18歳以上であり、専門的・技術的な事項に関する日本語の理解が十分であると認められる方
※母国語が日本語以外の方は『日本語の理解力申請兼同意書』をご提出ください。

7. その他

- (1)発熱・咳・倦怠感・風邪症状がある方の受講はできません。
- (2)当日は受講票・筆記用具・昼食を持参してください。
- (3)テキストは当日会場でお渡しします。
- (4)外国語での講習は行っておりません。通訳を伴っての受講もできません。
- (5)会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意ください。

特定粉じん作業とは、粉じんの発生源が次のような「特定粉じん発生源」である粉じん作業をいいます
(粉じん障害防止規則第2条第1項第3号、同規則 別表第2)

1. 坑内において、土石、岩石又は鉱物(以下「鉱物等」という)を動力により掘削する箇所
2. 坑内の鉱物等を動力により破砕し、粉碎し、又はふるい分ける箇所
3. 坑内の鉱物等をずり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所
4. 坑内の鉱物等をコンベヤーへ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所
5. 屋内の、岩石又は鉱物を動力(手持式又は可搬式によるものを除く。)により裁断し、彫り、又は仕上げする箇所
6. 屋内の、研磨材の吹き付けにより研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所
7. 屋内の、研磨材を用いて動力(手持式又は可搬式によるものを除く。)により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する箇所
8. 屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力(手持式動力工具によるものを除く。)により破砕し、粉碎し、又はふるい分ける箇所
9. 屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所
10. 屋内の、粉状の鉱石又は炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所
11. ガラス若しくはほうろうを製造する工程、陶磁器、耐火物、けい藻土製品若しくは研磨材を製造する工程又は炭素製品を製造する工程において、屋内の、原料を混合する箇所
12. 耐火レンガ又はタイルを製造する工程において、屋内の、原料(湿潤なものを除く。)を動力により成形する箇所
13. 陶磁器、耐火物、けい藻土製品若しくは研磨材を製造する工程又は炭素製品を製造する工程において、屋内の、半製品又は製品を動力(手持式動力工具によるものを除く。)により仕上げる箇所
14. 砂型を用い鋳物を製造する工程において、屋内の、型ばらし装置を用いて砂型をこわし、若しくは砂落としし、又は動力(手持式動力工具によるものを除く。)により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鑄ばり等を削り取る箇所
15. 屋内の、手持式溶射機を用いないで金属を溶射する箇所